

①-1

議 案 書

教育委員会
令和5年8月臨時会

議 事 日 程

日 程 1	第 4 8 号議案 …………… P	3 ~ 5
	教育委員会 の 権限 に 属す る 事務 の 管理 及 び 執 行 の 状況 に 係る 点 検 及 び 評 価 に つい て	

第 4 8 号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価については別紙のとおりとし、これを議会へ提出する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項に規定する点検及び評価について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定に基づき、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に
係る点検及び評価について 別 冊

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔 中 略 〕

(1) 法第26条に規定する点検及び評価に関すること。

〔 以下、略 〕